

佐野市新庁舎建設施工候補者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐野市の新庁舎の建設に当たり、その建設施工候補者（以下「候補者」という。）を厳正かつ公平に選定するため、佐野市新庁舎建設施工候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査し、その結果を市長に報告する。

- (1) 候補者の選定基準に関すること。
- (2) 候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 副市長のうち、市長が指定する者
- (3) 都市建設部長
- (4) 都市建設部次長

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条の規定による報告を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部新庁舎建設課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年3月29日から施行する。